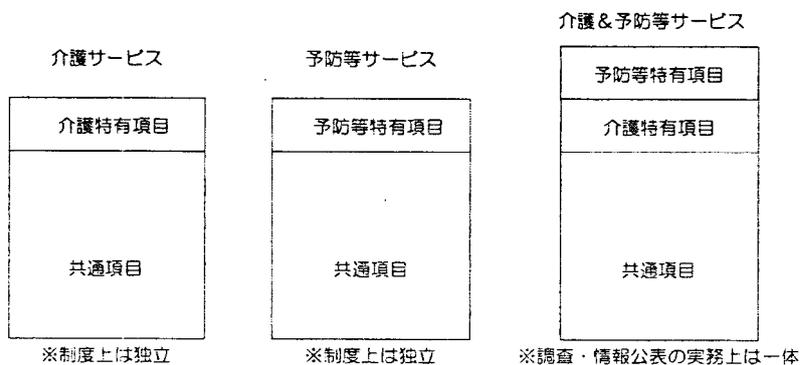


3 平成19年度国庫補助について

平成19年度「介護サービス情報の公表」制度推進事業
モデル調査事業の実施イメージ及び検討課題

介護予防、地域密着型サービス等の公表項目の検討状況

介護サービス及び介護予防サービス等に係る
介護サービス情報（公表情報）等の構成例

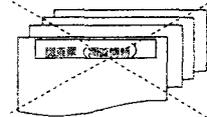


介護予防、地域密着型サービス等の報告、調査方法について

例えば、通所介護サービス事業者で、介護予防通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護の指定を併せて受けている場合、

(4種類のサービスを併せて実施)

1. 調査票を4枚書かせる?



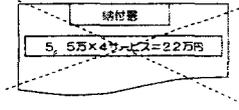
項目はほとんど共通であることからひとつにまとめるべき
(事業者に理解が得られない)

2. 訪問調査は4回?



一回で終了できるよう配慮
(事業者に理解が得られない)

3. 手数料は4倍?



報告・調査の業務に即した手数料設定の検討

基本となる介護サービスに加え、介護予防サービスを含めて複数のサービスを併せて実施している事業者等の負担に配慮した効率的な調査方法等を検討

検討すべき事項

1. 調査票の体裁
2. 調査方法について
3. システムとの連動について
4. 公表画面の表示等について



1. 調査票の体裁案（イメージ）

調査情報

大項目	中項目	小項目	確認事項	確認のための材料	通所介護		介護予防通所介護		認知症対応型通所介護		介護予防認知症対応型通所介護	
					事業所 記入	調査員 記入	事業所 記入	調査員 記入	事業所 記入	調査員 記入	事業所 記入	調査員 記入
介護～	介護～	介護～	①利用者～	〇〇～	1							
					0							

- ・ 4サービスを一枚の帳票に
- ・ 項目での表記方法に必要な工夫点等の検証等

基本情報

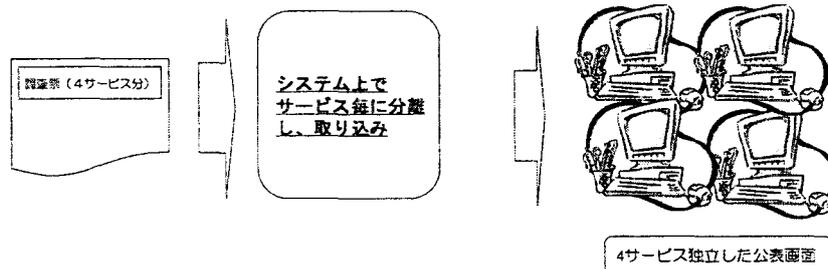
- ・ 職員数等、記入内容が異なるため、個別にせざるを得ない。
- ・ 所在地など共通事項は記載を省略できるような配慮の検討。

2. 調査方法について

- 例えば、介護サービス、介護予防サービス、地域密着型サービス、介護予防地域密着型サービスの4サービスの指定を併せて受けている事業所の場合、4サービスを別々に調査するのではなく、1回で実施することで、事業者の負担に配慮する。

3. システムとの連携・公表画面の表示等について

- 公表画面については、従来のサービス毎の表示となる。



モデル調査事業の実施方法案

- これらの点を踏まえ、基本的に以下の要件の事業者を対象として実施し、効率的な調査等のあり方を検証する。
1. 対象事業所は、なるべく介護予防、地域密着型サービス等の複数の指定を受けてサービスを提供している事業所とする。
 2. 調査票は、基本となる介護サービスと関連する介護予防サービス等を一体的にまとめたものを使用する。

平成19年度「介護サービス情報の公表」関係国庫補助事業について

在宅福祉事業費補助金 介護サービス適正実施指導事業 「介護サービス情報の公表」制度推進事業実施要綱（案）

ア 目的

この事業は、利用者が介護サービス事業者を選択するに当たっての判断に資する介護サービス情報を、円滑かつ容易に取得できる環境整備を図るため、介護サービスに関するモデル調査を実施し、調査手法及び調査内容等の検証を行うことを目的とする。

イ 実施主体

事業の実施主体は、都道府県とする。但し、事業の全部又は一部を指定情報公表センターの指定をしている法人等に委託することができる。

ウ 事業内容

(ア) モデル調査事業

① モデル調査の実施

a 調査対象

調査対象サービスは以下のとおりとする。

- (1) 介護予防訪問介護
- (2) 介護予防訪問入浴介護
- (3) 介護予防訪問看護
- (4) 介護予防訪問リハビリテーション
- (5) 介護予防通所介護
- (6) 認知症対応型通所介護
- (7) 介護予防認知症対応型通所介護
- (8) 介護予防通所リハビリテーション
- (9) 介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）
- (10) 地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）
- (11) 介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）
- (12) 地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）
- (13) 介護予防福祉用具貸与
- (14) 特定福祉用具販売
- (15) 特定介護予防福祉用具販売
- (16) 短期入所生活介護
- (17) 介護予防短期入所生活介護
- (18) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (19) 短期入所療養介護（介護老人保健施設）
- (20) 介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）
- (21) 短期入所療養介護（介護療養型医療施設）
- (22) 介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設）

b 実施箇所数

調査対象サービス毎に複数箇所とする。

- c 調査対象事業所の選定
調査対象事業所は、別紙1「調査対象事業所及び調査候補者選定基準」（以下、「選定基準」という。）により選定し、調査対象事業所の同意を得て決定するものとする。
- d 実施方法
 - (a) 各調査対象事業所毎の調査体制
1事業所当たり調査員2名1組で訪問調査を実施するものとする。
 - (b) 調査日数
1調査当たり訪問調査日数は概ね1日とする。
- e 調査様式
別に定める調査対象事業所毎の調査様式により実施するものとする。
- f その他
調査スケジュールが確定し次第厚生労働省へ報告するものとする。

② モデル調査事業調査員の選定等

- a モデル調査事業調査員候補者の選定
モデル調査事業調査員候補者は、別紙「選定基準」により選定し、モデル調査事業調査員候補者の同意を得て決定するものとする。
なお、今年度のモデル事業は、対象となる介護予防サービス等について、主として既に情報公表が施行されている介護サービスの指定を併せて受けている事業所等において調査を実施することにより、調査方法等の検証を行うことが目的のひとつである。
そのため、モデル調査事業調査員候補者の選定に当たっては、原則として、制度施行後調査員養成研修を履修し、調査員として登録されている者とすること。
また、同業他社の役員・職員ではない者とするよう配慮するとともに、原則1サービス当たり4名とし、可能な限り制度施行を踏まえた選定とすること。

- b 中央研修への派遣
都道府県は、モデル調査事業調査員候補者を中央研修へ派遣する。
なお、今回の中央研修においては、モデル事業対象サービスが22サービスと多岐に渡ること、また、調査員候補者が、上記aの考え方に基づいて選定されていることを踏まえて、既に施行されている介護サービスと共通部分の公表項目に係る説明は割愛するものとする。
- c 事前説明会の開催
都道府県は、中央研修を修了したモデル調査事業調査員、調査対象事業所に対して事前説明会を開催し、訪問調査の日程調整等を行う。

③ 都道府県検証会議の開催

- a 内容
調査結果を集約・整理し、調査方法、事業所情報公表項目等の検証を行うものとする。

b 構成

都道府県職員、指定情報公表センターの指定をしている法人、調査員、調査対象事業所職員等で構成するものとする。

c 報告書の作成

報告書を作成し、8月末迄に厚生労働省へ提出する。

(注) 調査後の調査票及び調査の集計結果については、検証会議の前の7月末迄に介護サービス情報公表支援センターに提出すること。

エ 実施上の留意点

(ア) モデル調査事業の実施に当たっては、制度施行時の実施方法、実施体制等を念頭に置いた体制で実施するように努めること。但し、調査対象事業所が特定される形での調査結果の公表及び調査対象事業所からの調査費用の徴収は行わないこと。

(イ) 本事業の関係者は、正当な理由なしに本事業に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、本事業実施における利用者及び利用者家族の個人情報の取り扱いについては別に定めるものとする。

調査対象事業所及び調査員候補者選定基準

区分	調査員候補者選定基準	調査対象事業所選定基準
介護予防訪問介護	<p>原則として、本制度の調査員養成研修を履修し、調査員として登録されている者で、次の1又は2に該当する者を原則として各2人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 介護サービスに関する知識を予め有する者（介護支援専門員等） 2. 上記以外の者 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 選定に当たっては、以下のような異なるサービス提供体制の事業所を、都道府県の実情に応じて考慮すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護サービスの指定も受けており、当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業所 ・介護予防サービスのみを単独で提供している事業所 2. 経営主体及び事業所の規模についても、都道府県の実情に応じた多様な様態を選定すること。
介護予防訪問入浴介護	同上	<ol style="list-style-type: none"> 1. 選定に当たっては、以下のような異なるサービス提供体制の事業所を、都道府県の実情に応じて考慮すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問入浴介護サービスの指定も受けており、当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業所 ・介護予防サービスのみを単独で提供している事業所 2. 経営主体及び事業所の規模についても、都道府県の実情に応じた多様な様態を選定すること。
介護予防訪問看護	<p>原則として、本制度の調査員養成研修を履修し、調査員として登録されている者で、次の1又は2に該当する者を原則として各2人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 介護サービスに関する知識を予め有する者（看護師等） 2. 上記以外の者 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 選定に当たっては、以下のような異なるサービス提供体制の事業所を、都道府県の実情に応じて考慮すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護サービスの指定も受けており、当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業所 ・介護予防サービスのみを単独で提供している事業所 2. 経営主体及び事業所の規模についても、都道府県の実情に応じた多様な様態を選定すること。
介護予防訪問リハビリテーション	<p>原則として、本制度の調査員養成研修を履修し、調査員として登録されている者で、次の1又は2に該当する者を原則として各2人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 介護サービスに関する知識を予め有する者（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等） 2. 上記以外の者 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 選定に当たっては、以下のような異なるサービス提供体制の事業所を、都道府県の実情に応じて考慮すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問リハビリテーションサービスの指定も受けており、当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業所 ・介護予防サービスのみを単独で提供している事業所 2. 経営主体及び事業所の規模についても、都道府県の実情に応じた多様な様態を選定すること。
介護予防通所介護	<p>原則として、本制度の調査員養成研修を履修し、調査員として登録されている者で、次の1又は2に該当する者を原則として各2人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 介護サービスに関する知識を予め有する者（介護支援専門員等） 2. 上記以外の者 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 選定に当たっては、以下のような異なるサービス提供体制の事業所を、都道府県の実情に応じて考慮すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護サービスのいずれか又は全ての指定も受けており、当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業所 ・介護予防サービスのみを単独で提供している事業所 2. 経営主体及び事業所の規模についても、都道府県の実情に応じた多様な様態を選定すること。
認知症対応型通所介護	同上	<ol style="list-style-type: none"> 1. 選定に当たっては、以下のような異なるサービス提供体制の事業所を、都道府県の実情に応じて考慮すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・通所介護、介護予防通所介護、介護予防認知症対応型通所介護サービスのいずれか又は全ての指定も受けており、当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業所 ・認知症対応型サービスのみを単独で提供している事業所 2. 経営主体及び事業所の規模についても、都道府県の実情に応じた多様な様態を選定すること。

区分	調査員候補者選定基準	調査対象事業所選定基準
介護予防認知症対応型通所介護	<p>原則として、本制度の調査員養成研修を履修し、調査員として登録されている者で、次の1又は2に該当する者を原則として各2人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 介護サービスに関する知識を予め有する者（介護支援専門員等） 2. 上記以外の者 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 選定に当たっては、以下のような異なるサービス提供体制の事業所を、都道府県の実情に応じて考慮すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・通所介護、介護予防通所介護、認知症対応型通所介護サービスのいずれか又は全ての指定も受けており、当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業所 ・介護予防認知症対応型サービスのみを単独で提供している事業所 2. 経営主体及び事業所の規模についても、都道府県の実情に応じた多様な様態を選定すること。
介護予防通所リハビリテーション	<p>原則として、本制度の調査員養成研修を履修し、調査員として登録されている者で、次の1又は2に該当する者を原則として各2人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 介護サービスに関する知識を予め有する者（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等） 2. 上記以外の者 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 選定に当たっては、以下のような異なるサービス提供体制の事業所を、都道府県の実情に応じて考慮すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・通所リハビリテーションサービスの指定も受けており、当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業所 ・介護予防サービスのみを単独で提供している事業所 2. 経営主体及び事業所の規模についても、都道府県の実情に応じた多様な様態を選定すること。
介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）	<p>原則として、本制度の調査員養成研修を履修し、調査員として登録されている者で、次の1又は2に該当する者を原則として各2人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 介護サービスに関する知識を予め有する者（介護支援専門員等） 2. 上記以外の者 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 選定に当たっては、以下のような異なるサービス提供体制の事業所を、都道府県の実情に応じて考慮すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定入居者生活介護（有料老人ホーム）の指定も受けており、当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業所 ・介護予防サービスのみを単独で提供している事業所 2. 経営主体及び事業所の規模についても、都道府県の実情に応じた多様な様態を選定すること。
地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）	同上	経営主体の形態、運営の形態が偏らないように配慮すること。
介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）	同上	<ol style="list-style-type: none"> 1. 選定に当たっては、以下のような異なるサービス提供体制の事業所を、都道府県の実情に応じて考慮すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定入居者生活介護（軽費老人ホーム）の指定も受けており、当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業所。 ・介護予防サービスのみを単独で提供している事業所 2. 経営主体及び事業所の規模についても、都道府県の実情に応じた多様な様態を選定すること。
地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）	同上	経営主体の形態、運営の形態が偏らないように配慮すること。

区分	調査員候補者選定基準	調査対象事業所選定基準
介護予防福祉用具貸与	<p>原則として、本制度の調査員養成研修を履修し、調査員として登録されている者で、次の1又は2に該当する者を原則として各2人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 介護サービスに関する知識を予め有する者（介護支援専門員等） 2. 上記以外の者 	<p>選定に当たっては、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売サービスのいずれか又は全ての指定も受けており、当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業者を考慮すること。</p>
特定福祉用具販売	同上	<p>選定に当たっては、福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売サービスのいずれか又は全ての指定も受けており、当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業者を考慮すること。</p>
特定介護予防福祉用具販売	同上	<p>選定に当たっては、福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売サービスのいずれか又は全ての指定も受けており、当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業者を考慮すること。</p>
短期入所生活介護	同上	<ol style="list-style-type: none"> 1. 選定に当たっては、介護予防短期入所生活介護、地域密着型短期入所者生活介護サービスのいずれか又は全ての指定も受けており、当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業者を考慮すること。 2. 施設形態（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設）等にも配慮して選定すること。
介護予防短期入所生活介護	同上	<ol style="list-style-type: none"> 1. 選定に当たっては、短期入所生活介護、地域密着型短期入所者生活介護サービスのいずれか又は全ての指定も受けており、当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業者を考慮すること。 2. 施設形態（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設）等にも配慮して選定すること。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	同上	<ol style="list-style-type: none"> 1. 選定に当たっては、短期入所生活介護、介護予防短期入所者生活介護サービスのいずれか又は全ての指定も受けており、当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業者を考慮すること。 2. 施設形態（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設）等に配慮して選定すること。

区分	調査員候補者選定基準	調査対象事業所選定基準
短期入所療養介護（介護老人保健施設）	<p>原則として、本制度の調査員養成研修を履修し、調査員として登録されている者で、次の1又は2に該当する者を原則として各2人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 介護サービスに関する知識を予め有する者（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等） 2. 上記以外の者 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 選定に当たっては介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）サービスの指定も受けており、<u>当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業者を考慮すること。</u> 2. 医療機関の種類（病院・診療所）及び施設形態（従来型、ユニット型）等にも配慮して選定すること。
介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）	同上	<ol style="list-style-type: none"> 1. 選定に当たっては短期入所療養介護（介護老人保健施設）サービスの指定も受けており、<u>当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業者を考慮すること。</u> 2. 医療機関の種類（病院・診療所）及び施設形態（従来型、ユニット型）等にも配慮して選定すること。
短期入所療養介護（介護療養型医療施設）	同上	<ol style="list-style-type: none"> 1. 選定に当たっては介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設）サービスの指定も受けており、<u>当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業者を考慮すること。</u> 2. 医療機関の種類（病院・診療所）及び施設形態（従来型、ユニット型）等にも配慮して選定すること。
介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設）	同上	<ol style="list-style-type: none"> 1. 選定に当たっては短期入所療養介護（介護療養型医療施設）サービスの指定も受けており、<u>当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業者を考慮すること。</u> 2. 医療機関の種類（病院・診療所）及び施設形態（従来型、ユニット型）等にも配慮して選定すること。

「介護サービス情報の公表」制度推進事業交付要綱（案）

在宅福祉事業費補助金交付要綱（案）

（抜粋）

3 この補助金は次の事業を対象とする。

～（略）～

基 準 額	対 象 経 費	補 助 率
厚生労働大臣が必要と認めた額	「介護サービス情報の公表」制度推進事業の実施に必要な報償費、賃金旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	1 / 2

「介護サービス情報の公表」制度推進事業の内容

平成19年度においては、平成18年度に事業所情報公表項目案の検討を行った介護予防サービス等の22サービス（細分ベース）を対象とするモデル調査事業を実施する予定としている。

これらのサービスの多くは、基礎となる介護サービスにかかる情報公表が今年度までに施行されており、これらを併せて実施している事業者の事務的な負担等を考慮した効率的な報告・調査を実施することを念頭においたモデル事業を実施する。

当該サービスに係るモデル調査事業調査員中央研修を6月中に実施する予定としている。各都道府県においては、モデル調査事業調査員の選定、中央研修会への派遣等について、速やかな手続きをお願いしたい。中央研修受講調査員については、5月下旬頃には把握する予定としているので了知されたい。

モデル調査事業では、次のような流れで、各種課題を抽出する予定である。なお、各種調査票については、支援センターが実施する中央研修会においてお示しするので了知されたい。

なお、システム改修を本年度末までに実施する予定のため、モデル事業に係るスケジュールを昨年度より前倒しして実施することとしており、調査結果の集計については、7月中を目途に支援センターが行う調査研究事業の中で全国集計を行うこととしているので、各都道府県においては、調査後の調査票及び調査結果を七月末までに支援センター宛送付願いたい。

また、報告書については、8月末までに当職宛送付願いたい。

【各種調査票による課題の抽出】

1 基本情報項目調査票（事業所用）

基本情報項目について、事業所が記入するに当たっての問題点の抽出

2 調査情報項目調査票（事業所・調査員共通）

- ・事業所において、予め記載されている確認のための材料に基づく事実確認及び予め記載されていない確認のための材料の抽出
- ・調査員が行う確認のための材料の事実確認における問題点の有無の抽出

3 総括調査票（事業所用）

事業所が訪問調査を受けるに当たっての負担、訪問調査の内容等に係る問題点の抽出

4 総括調査票（調査員用）

調査員養成研修の内容、訪問調査を行う調査員の構成、調査業務の量、訪問調査の内容等に係る問題点の抽出



【検証会議における意見の抽出】

1 各種調査票に基づいて、調査票の記載が困難な項目に関する意見、調査票記載内容に関する補足的意見等を抽出

- ・事業所からの意見
- ・調査員からの意見

2 都道府県（及び事業受託団体）と調査員及び事業所との間で、次の事項に関する意見交換を行い、そこで得られる意見等を抽出